限定承認公告

国籍大韓民国、最後の住所愛知県豊橋市花田三番町五六番地　被相続人　亡　全　成高

右被相続人は平成二十九年九月九日死亡し、その相続人は平成三十年一月五日名古屋家庭裁判所豊橋支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十三日

愛知県豊橋市花田三番町五六番地

限定承認者　吉田基子こと　全　基順

東京都千代田区神田錦町一丁目八八番地一一錦町ビルディング八階

右代理人　弁護士　大達　一賢

限定承認公告

本籍広島県尾道市御調町野間五八九番地、最後の住所広島県福山市松永町二丁目一九番八―一〇号　被相続人　亡　宮丸　勝利

右被相続人は平成二十九年十二月十四日死亡し、その相続人は平成三十年三月十四日広島家庭裁判所福山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十三日

山口県山口市駅通り二丁目一番一九号判四郎ビル二〇一号　限定承認者　清水　茂美

清水　秀俊

社債権者集会決議認可公告

平成三十年二月二十八日開催の当社第一回無担保転換社債権者集会及び第一回無担保新株引受権付社債社債権者集会における左記決議について裁判所の認可（新潟地方裁判所平成三十年三月十三日決定）を得ましたので公告致します。

社債権者各位

記

一　株式会社テクノリンクが平成十一年三月三十一日に発行した第一回無担保転換社債につき、平成十一年五月一日から平成三十年三月二十八日までと定められた転換請求期間を、平成十一年五月一日から平成三十三年三月二十八日までと変更する。本社債の転換請求期間変更にともない、本社債の償還期限についても平成三十三年三月二十八日までと変更する。

二　株式会社テクノリンクが平成十一年三月三十一日に発行した第一回無担保新株引受権付社債につき、平成十一年五月一日から平成三十年三月二十八日までと定められた新株引受権行使期間を、平成十一年五月一日から平成三十三年三月二十八日までと変更する。

平成三十年三月二十三日

新潟県新潟市秋葉区荻島二丁目三〇番一五号

株式会社テクノリンク

代表取締役　小林　辰之

株式交換公告

当社（甲）は、株式交換により株式会社ＵＣＳ（乙、愛知県稲沢市天池五反田町一番地）の発行済全株式を取得することにいたしましたので公告します。

効力発生日は、平成三十年五月一日であり、当社は、会社法第七九六条第二項の規定に基づき株主総会の承認決議を経ずに株式交換を行います。

この株式交換に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.uny.co.jp/koukoku/index.html

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成三十年三月二十三日

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

ユニー株式会社

代表取締役　佐古　則男

株券提出日変更公告

平成三十年二月二十七日掲載の株式会社ソフィアホールディングスを完全親会社とする株式移転につき株券等提出公告中、株券提出日「平成三十年三月三十日」を「平成三十年四月二日」に変更することにいたしましたので、公告します。

平成三十年三月二十三日

徳島市中常三島町一丁目三二番地の一

株式会社ソフィア

代表取締役　田村　明光

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成三十年四月二十三日をもって第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成三十年三月二十三日

東京都千代田区神田錦町三丁目一一番地

株式会社リムズ

代表取締役　磯部　昌史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十九年五月十五日付官報の号外第一〇一号五十九頁に掲載されています。

平成三十年三月二十三日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五あると

綜合事務所内　新宿特定目的会社

取締役　池田　卓也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十九年五月十五日付官報の号外第一〇一号六十頁に掲載されています。

平成三十年三月二十三日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五あると

綜合事務所内　新横浜特定目的会社

取締役　池田　卓也

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を三十八億七百九十五万円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.web-kokoku.jp/

平成三十年三月二十三日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

Ｔｗｉｎｓ特定目的会社

取締役　福永　隆明

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成三十年三月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年三月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月二十三日

東京都多摩市落合一丁目四七番地

ティアック企業年金基金

代表清算人　秋野　浩隆

訂正公告

平成三十年三月十五日（号外第五十三号）掲載の第三十四期決算公告（枠組）中、資産合計に「1,224」とあるは「1,225」に、株主資本に「166」とあるは「167」に、利益剰余金に「157」とあるは「158」に、自己株式に「△0」とあるは「△1」に、負債・純資産合計に「1,224」とあるは「1,225」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成三十年三月二十三日

東京都江東区深川一丁目六番二九号

丸幸産業株式会社

代表取締役　結城　賢進

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月二十三日付第六二号二府調達第五四号一二ページ

五六ページ●同日付第六三号三五二ページ●同日付政●一月二十二日付衆会第一号㈠二四ページ●同㈡二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）